

感染症罹患後における登園時の対応について（お願い）

保育所は、乳幼児が長時間集団で生活することから感染症が流行しやすく、また、抵抗力や免疫力が弱い乳幼児が感染症に罹患した場合は、重症化や合併症につながる恐れもあります。感染症の集団発生や流行を予防するためには、感染症発生時の迅速な対応はもとより、罹患後に乳幼児が登園する際、その健康（全身）状態が集団生活に適応できる状態に回復しているかどうか留意することが重要です。

このため、川辺町では厚生労働省から発出された『保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改定版）』に基づき、感染症罹患後に保育所へ登園する際の届出様式を統一様式として作成しました。

保護者のみなさんは、お子さんが感染症に罹患した場合、下記事項を参照され、症状が回復して医師が登園可能であると判断してからの登園となるようご協力をお願いします。

記

<届出様式>

届出様式は、罹患した感染症の種類により、医師が記入する「意見書」と保護者が記入する「登園届」の2種類あります。感染症の種類については、各様式に記載していますので、そちらをご覧ください。様式は保育所で受け取るか、川辺町ホームページからダウンロードしてください。

◆ 医師が記入する「意見書」

症状が回復して登園可能と判断したことについて、医師が記入する様式です。保護者が医療機関に持参してください。

◆ 保護者が記入する「登園届」

症状が回復して登園可能と医師が判断されたことについて、保護者が記入する様式です。

※記入後の「意見書」または「登園届」は、保育所へ直接提出してください。